

議会の「見える化」推進事業

議場システム等改修工事

プロポーザル実施要領

山口市 議会事務局

2026年（令和8年）7月

目次

1	目的	1
2	業務に関する事項	1
3	参加者に求められる資格要件	2
4	プロポーザルの日程	3
5	実施要領等の配布	4
6	本件に関する事務担当・問い合わせ先	4
7	現場見学	5
8	参加申込書等の提出	5
9	参加資格の審査及び結果通知	6
10	質問及び回答	6
11	企画提案書等の提出	7
12	企画提案書の作成要項	8
13	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	9
14	評価・採点及び結果の通知	10
15	契約締結	11
16	提案者の欠格事由	11
17	参加辞退	12
18	その他留意事項	12

まえがき（業務の経緯、公募型プロポーザル方式採用の理由など）

本業務は、内閣府「地域未来交付金（デジタル実装型TYPE A）」を活用して実施するものである。

本市議会の議会運営用議場システム機器は、平成8年2月の庁舎完成以来、小修繕を行いながら使用してきた。しかし、システムの起動が安定しないことが増加しているほか、経年劣化による機器の故障に対応した部品の調達にも不安があった。また、本市全域の有線テレビ網を活用し、市議会定例会の一部を地域の有線テレビ事業者撮影・編集・放映を委託しているが、近年の急速な情報化の進展により、インターネットを利用した動画配信も特別なことではなくなった。

そこで、これまでと同様の有線テレビ放映は行いつつ、市民の皆様が「いつでも・どこでも・だれでも」視聴することができる字幕入り動画をインターネットで配信できるよう議場システム等の改修を行い、議会の「見える化」を推進する。

以上のことから、上記のような用途に総合的に対応できる議場システム等の構築について、公募型プロポーザル方式を用いて提案を募集し、本市議会の運営環境に適した議場システム等改修工事案について審査等を経て採用するものである。

1 目的

この要領は、山口市が議場システム等改修工事（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、契約予定事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務に関する事項

(1)業務の名称

議場システム等改修工事

(2)契約期間

契約締結日から2027年(令和9年)3月25日(木)まで

ただし、議場システム等機器の設置は、契約締結日から令和9年第1回定例会の開会日(2027年(令和9年)2月下旬)までに行うこと。

(3)提案の上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(4)業務内容

【別添資料1】「議場システム等改修工事仕様書」のとおり。

3 参加者に求められる資格要件

本業務に係るプロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。参加申込書の提出後や優先交渉事業者決定後に資格要件を満たしていないことが発覚した場合、参加を認めない、優先交渉事業者の権利を失う等の措置をとるため、留意すること。

(1)令和8年度山県市入札参加資格名簿に、電気通信工事の種別で登録がある者、又はプロポーザル審査までに登録を得る見込みの者であること。

(2)募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の要件をすべて満たしていること。

ア 国又は地方公共団体から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき岐阜県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

(3) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(4) 本プロポーザルの参加申込開始日の前日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあつては、更正手続き開始の決定、民事再生法にあつては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。

4 プロポーザルの日程

参加申込・質問の受付開始	2026年(令和8年)7月10日(金)
質問の提出締切	2026年(令和8年)7月17日(金) 17時
質問に対する回答の通知期限	2026年(令和8年)7月24日(金) 17時
参加申込書の提出締切	2026年(令和8年)7月28日(火) 17時
参加資格審査結果通知の期限	2026年(令和8年)7月30日(木) 17時
企画提案書の提出締切	2026年(令和8年)8月5日(水) 正午
プレゼンテーション審査	2026年(令和8年)8月7日(金) 14時から
選考結果通知	2026年(令和8年)8月18日(火)以降を予定

5 実施要領等の配布

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は次のとおりである。

- (1) 議場システム等改修工事プロポーザル実施要領(本書)
- (2) 【別添資料1】 議場システム等改修工事仕様書
- (3) 【別添資料2】 企画提案項目一覧
- (4) 【別添資料3】 評価・採点基準表
- (5) (様式1) 参加申込書
- (6) (様式2) 業務実績報告書【同種又は類似業務】
- (7) (様式3) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書
- (8) (様式4) 質問書
- (9) (様式5) 見積書
- (10) (様式6) 辞退届

これらは、2026年(令和8年)7月10日(金)から本市ホームページにて公表し、ダウンロードするものとする。

6 本件に関する事務担当・問い合わせ先

山県市役所 議会事務局 担当 大野・河合

住所：〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1

電話：0581-22-6840

メール：gikai@city.gifu-yamagata.lg.jp

7 現場見学

希望する事業者に対し、以下の日程で本会議場を見学できる機会を設けるものとする。

【日 時】令和8年7月15日(水)

【午前の部】9時00分～ 【午後の部】13時15分～

見学を希望する事業者は、事務担当に電話連絡し、見学想定時間と参加人数の報告をすること。

詳細な現場踏査や計測等のため別日の見学も希望する場合は、事務担当にその旨連絡し相談すること。

見学希望者が多数の場合は、事務担当により事業者数や参加人数等を調整する。

8 参加申込書等の提出

参加希望者は次のとおり、参加申込書等を各1部提出するものとする。

(1) 提出期限

2026年(令和8年)7月28日(火) 17時

(2) 提出方法

「6 本件に関する事務担当・問い合わせ先」に記載しているメールアドレス宛に電子データにて送付すること。なお、送達確認のため、送付後事務担当あてに必ず電話連絡すること。

(3) 提出物

ア (様式1) 参加申込書

イ 会社概要（A4判で任意様式、会社案内のパンフレットデータも可）

ウ （様式2）業務実績報告書【同種又は類似業務】

エ （様式3）暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

オ 令和8年度山県市入札参加資格者名簿に登録を得る見込みの者は、登録申請済みであることが分かる書類

9 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書等の提出者すべてに、2026年(令和8年)7月30日(木)17時までに電子メールにて参加資格の審査結果を通知する。

審査の結果、本プロポーザルへの参加が認められた提出者を参加者と称することとする。

10 質問及び回答

(1) 提出期限

2026年(令和8年)7月17日(金) 17時

(2) 提出方法

「6 本件に関する事務担当・問い合わせ先」に記載しているメールアドレス宛に「(様式4)質問書」を電子データにて送付すること。なお、送達確認のため、送付後事務担当あてに必ず電話連絡すること。

(3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、2026年(令和8年)7月24日(金)17時までに取りまとめの上、本市ホームページ上で公開する。

なお、公正なプロポーザル実施の観点から、質問書提出者の事業者名等は非公開とする。また、回答に対する再質問は受け付けない。

1 1 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

2026年(令和8年)8月5日(水)正午

(2) 提出方法

事務担当へ紙媒体を直接持参又は郵送すること。また、電子データは「6 本件に関する事務担当・問い合わせ先」に記載しているメールアドレス宛に送付すること。なお、送達確認のため、送付後事務担当あてに必ず電話連絡すること。

なお、紙媒体の提出について、直接持参の場合は、事前に事務担当へ電話連絡すること。また、郵送の場合は、書留、簡易書留及び特定記録のいずれかの方法で送付することとし、2026年(令和8年)8月5日(水)正午必着とする。

(3) 提出物

ア 企画提案書(様式は次項の作成要項のとおり)

イ(様式5)見積書

(4) 提出部数

正本1部、副本5部

(5) 注意事項

ア 優先交渉権者となった後に、虚偽の事由が発覚した場合は、優先交渉権者としての資格を取り消し、次点を繰り上げる可能性があるため、留意すること。

イ 「(様式5)見積書」とは別に、翌年度以降のランニングコストに係る費用を参考にするため、システム利用料及び設備機器の保守点検費用ならびに運用に係る費用等、必要となる費用に関する見積書を任意の様式で提出すること。ただし、本業務の提案金額の対象では無い。

また、どちらの見積書も金額の内訳や積算根拠の明細を記載、又は別に作成すること。

1 2 企画提案書の作成要項

(1) 様式等の形式

- ア サイズ：A4判用紙（A3判折込可）
- イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く）
- ウ 印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷（可能な限り）
- エ 文字ポイント：12ポイント以上（図表等に含まれる文字は除く）
- オ ページ番号：表紙及び目次を除きページ番号を下部中央へ付すこと
- カ ページ数：表紙及び目次、裏表紙を除き、必要最小限にすること

(2) 体裁

ア 表紙

- (ア) 題名は「議場システム等改修工事企画提案書」とすること。
- (イ) 提出日の年月日を記載すること。
- (ウ) 正本は、法人等住所、名称、代表者職氏名を記載すること。副本は、

法人名称のみ記載すること。

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 企画提案内容

提案内容は【別添資料2】「企画提案項目一覧」の各企画項目について、参加者が自らの状況や実績、実現できる計画、対策を工事の範囲内において記載すること。なお、外部サービスとの連携等や、工事施工に他者の協力を得る場合は、その旨を提案書に明記すること。

(3) 製本方法

正本及び副本ともに、表紙、目次、企画提案内容の順に1部ごとにまとめてとじること。

(4) 記載方法

ア 記載する言語は日本語とし、金額は日本円とする。

イ 日本語の文章とし、難解な技術用語等の使用は極力避け、必要な場合は脚注を付けること。

ウ 機器については写真やカタログ及びパンフレットを利用し仕様が分かるものとし、必要な場合は簡単な説明を付けること。

13 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時及び場所

2026年(令和8年)8月7日(金)に山県市役所本庁舎にて実施することを予定しているが、詳細スケジュール等については企画提案書等を提出した参加者に通知するものとする。

(2)実施時間

各参加者の実施時間は、45分程度(プレゼンテーション30分以内、ヒアリング15分程度)を予定とする。なお、準備・撤収時間はこの時間には含まれない。

(3)出席

1事業者につき5名以内とする。

(4)資料・機器等

ア 事前に提出した企画提案書を用いてその内容を説明すること。

(副本を使用するため、実施日に参加者が新たに用意する必要はない。)

イ プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めないが、デモ画面等、システムのイメージを想起させる目的であれば、投影を認める。

ウ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。

なお、プロジェクター(標準HDMI端子でパソコンと接続して使用)、スクリーン及びマイクは本市で用意する。

14 評価・採点及び結果の通知

(1)評価及び審査方法

本市が開催する審査会の選考委員においては、担当課(議会事務局)が選考し、【別添資料3】「評価・採点基準表」に基づき、提出されたプロポーザル企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて各選考委員が評価し、点数化する。

各選考委員の評価合計点の平均(小数点以下切捨)を算出し、その点数が最も高い者を優先交渉事業者とし、2番目に高い者を第2優先交渉事業者とする。

また、3番目以降の者においても同様に順位をつけるものとする。

この場合において、評価点の合計が同じ者が2人以上ある時には、見積価格の低い提案者を上位とする。その見積価格が同額の場合は、各項目の細部を再点検し、本市議会の運営環境に適するものを上位とする。

なお、参加者が1者だった場合は、各選考委員の評価点の平均が6割未満であるときを除き、当該参加者を優先交渉事業者とする。

(2) 結果の通知

選考結果は、プレゼンテーション審査を実施した参加者に対して、2026年(令和8年)8月18日(火)以降に文書で発送し、本市ホームページ上に公表する。

15 契約締結

優先交渉事業者との協議が整い次第、仕様を調整のうえ、速やかに「議場システム等改修工事」について契約を締結する。ただし、優先交渉事業者が、参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて、新たな優先交渉事業者とする。

16 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの期間中に、「3 参加者に求められる資格要件」で規定する応募資格を失った場合、又は応募資格を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 「2(3)提案の上限額」で規定する上限額を超えて提案を行った場合

- (3) 提出物に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 著しく信義に反する行為をを起こした場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに不参加の場合

17 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、速やかに持参又は郵送により、「(様式6)辞退届」を提出すること。また、電子データについて、「6 本件に関する事務担当・問い合わせ先」に記載しているメールアドレス宛に事前に送付すること。なお、送達確認のため、送付後事務担当あてに必ず電話連絡すること。

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 工事の実施にあたっては、再発注(業務の全部又は一部を第三者に委託又は請負わせること)はできない。ただし、一部かつ業務の主要な部分を除き、契約締結後に受注者から協議書が提出され山県市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 提出書類は、一切返却しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (5) 提出書類の加除及び変更は認めない。ただし、誤字・脱字等に関して加除及び変更はこの限りではない。

- (6) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、「山口市情報公開条例」に基づく請求があった場合には、同条例に基づいて対応するものとする。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本業務において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は著作物の全部又は一部を使用できるものとする。
- (9) 提出書類の記載内容が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。

以 上